

利用者負担の考え方について

1. 利用者負担の状況

- 1) 保育園保育料
- 2) 幼稚園保育料

2. 利用者負担の国基準

- 1) 利用者負担のイメージ
- 2) 1号認定（教育標準時間認定を受けた子ども）の保育料
- 3) 2号認定・3号認定（保育認定を受けた子ども）の保育料

3. 新たな利用者負担

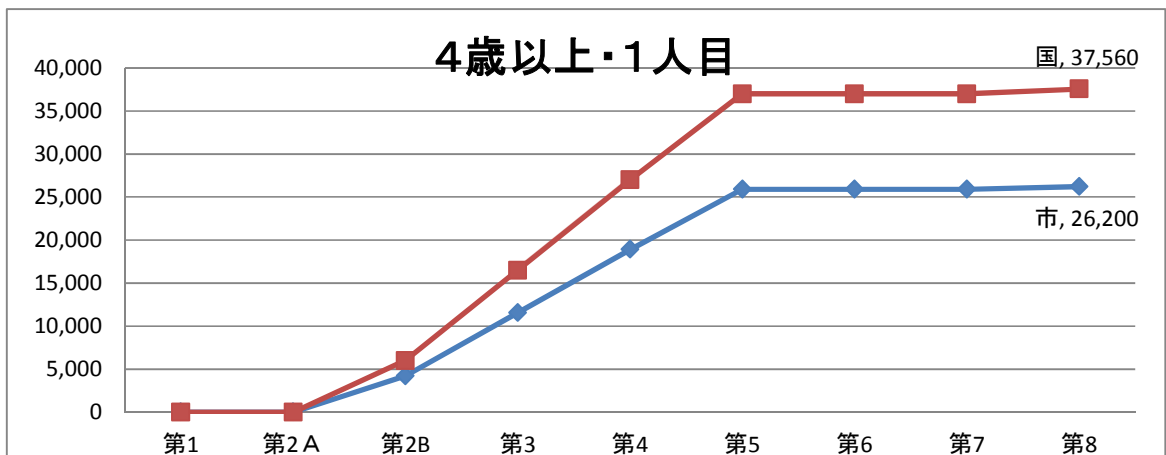
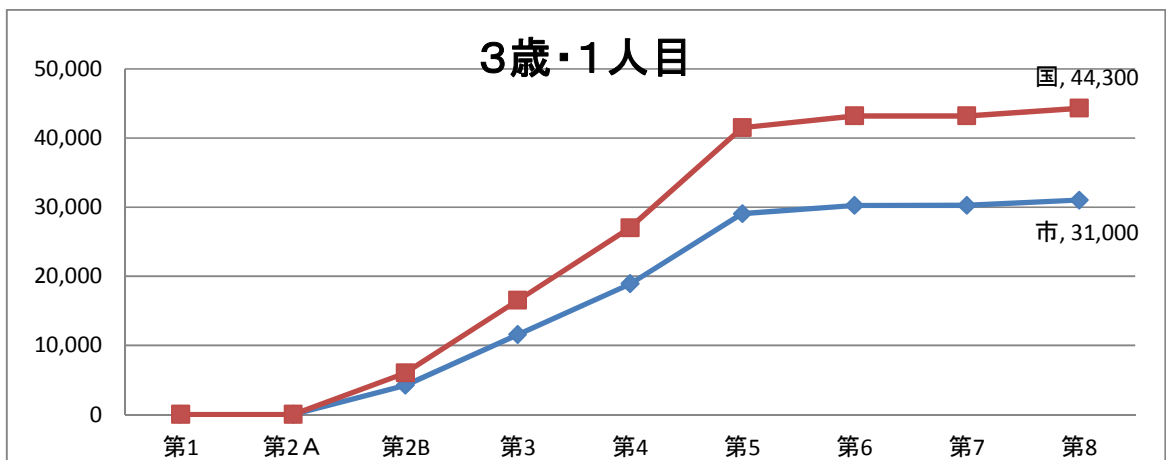
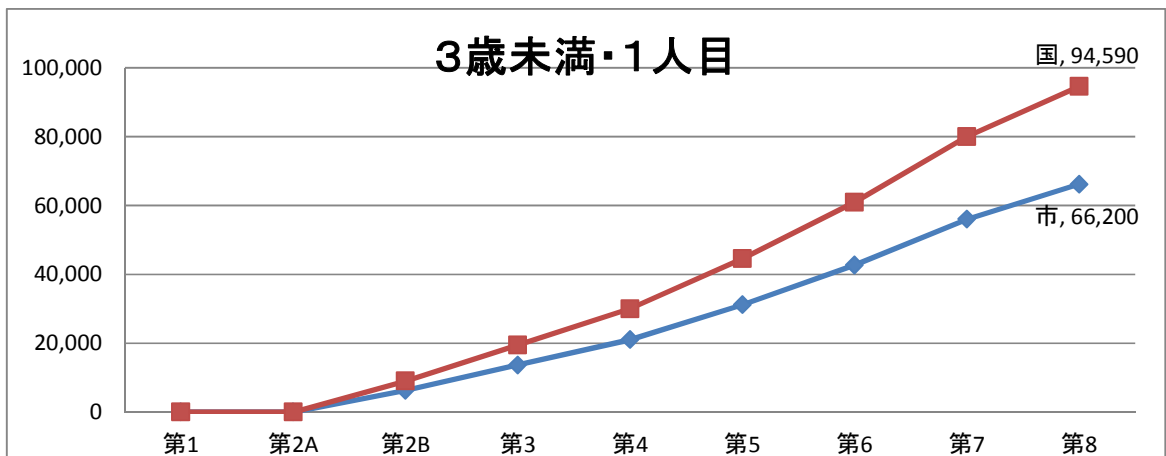
- 1) 基本的な考え方
- 2) 1号認定（教育標準時間認定を受けた子ども）の保育料
- 3) 2号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳以上）の保育料
- 4) 3号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳未満）の保育料

1. 利用者負担の状況

1) 保育園の保育料

市内では、公立保育園 12 園及び私立保育園 8 園で、保育を実施しています。

保育料は、国の基準に基づき、地域の実情に合わせて市町村が設定することとされており、私立、公立とも同一金額となっています。成田市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国基準の概ね 7 割に設定しています。なお、2 人目の保育料は半額、3 人目の保育料は全額免除としています。



市で定める保育料と国基準の差額については、市の一般財源で負担しています。

①保育料総額（国基準）：826,004 千円

②保育料総額（市条例）：574,306 千円

③差額（①－②）：251,698 千円

※H25 年度決算

2) 幼稚園の保育料

①私立幼稚園

a. 保育料等

保育料等については、各園が独自に設定しており、保育料の他、施設整備費負担金や冷暖房費等の加算についても、各園の実情に応じて徴収されています。

なお、幼稚園の保育料については、保護者が幼稚園に支払った後に、所得に応じた就園奨励費補助金を受給することで、結果として応能負担となっています。

【入園料・保育料】

	入園料 a	保育料/年 b	入園年負担 a+b	3 か年平均 (a+b*3)/3	全国平均との比較
最低額	60,000 円	192,000 円	252,000 円	212,000 円	68.8%
最高額	98,000 円	264,000 円	362,000 円	296,666 円	96.3%
9 園平均	-	-	-	237,333 円	77.1%

(全国平均：年額 308,000 円)

【実費徴収（給付費に含まれると想定される費用）】

- ・施設に関する費用：7 園で徴収
- ・空調に関する費用：4 園で徴収
- ・教材に関する費用：2 園で徴収

	施設費等を含む額	全国平均との比較
最低額	230,667 円	74.9%
最高額	312,807 円	101.6%
9 園平均	258,704 円	84.0%

※その他、給食費や送迎バスに要する費用あり

b. 就園奨励費補助金

保護者の負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助金として、市町村民税の課税状況に応じて、年額 62,200 円から 308,000 円を給付しています。

平成26年度 就園奨励費補助金(私立幼稚園)

階層区分	推定年収	区分	保育料(入園料含む)の全国平均 308,000円	
①生活保護世帯	-	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子	308,000円	
②市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	~270万円	第1子	199,200円	108,800円
		第2子	253,000円	
		第3子	308,000円	
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	~360万円	第1子	115,200円	192,800円
		第2子	211,000円	
		第3子	308,000円	
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	~680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	
		第3子	308,000円	
上記以外の世帯	680万円~	第1子	308,000円	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子	308,000円	

 公費負担  自己負担

②公立幼稚園

公立幼稚園の保育料については、市町村合併時の協議により定め、所得に応じ減免制度が設けられています。なお、私立幼稚園ほど明確ではないものの、就園奨励費補助金により応能負担となっています。

	入園料 a	保育料/年 b	入園年負担 a+b	3か年平均 (a+b*3)/3	全国平均 との比較
大栄幼稚園	4,000円	66,000円	70,000円	67,333円	85.2%

(全国平均：年額 79,000 円)

平成26年度 就園奨励費補助金(公立幼稚園)

階層区分	推定年収	区分	保育料(入園料含む)の全国平均 79,000円	
生活保護世帯	-	第1子	79,000円	
		第2子	79,000円	
		第3子	79,000円	
市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	~270万円	第1子	20,000円	59,000円
		第2子	50,000円	
		第3子	79,000円	
上記以外の世帯	270万円~	第1子	79,000円	
		第2子	40,000円	39,000円
		第3子	79,000円	

 公費負担  自己負担

2. 利用者負担の国基準

1) 利用者負担のイメージ

平成26年6月4日の自治体向け説明会の資料において、利用者負担のイメージが示されました。

○新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育園の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

○利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。

○次頁以下にお示ししたイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。

- ・教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
- ・保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育園運営費による保育料設定を考慮

	1号認定	2号認定	3号認定
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料で設定されています（全国の平均保育料から就園奨励補助金を控除したもの）。	現行の保育園運営費による保育料設定を考慮して設定されています（現行の徴収金基準額表のとおり）。	同左
所得階層区分	5階層（現行の幼稚園就園奨励補助金の区分数と同じ）	8階層（現行の徴収金基準額表のとおり）	同左

2) 1号認定（教育標準時間認定を受けた子ども）の保育料

階層区分	推定年収	保育料
①生活保護世帯	-	0円
②市民税非課税世帯 （所得割非課税含む）	～270万円	9,100円
③市民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

3) 2号認定・3号認定（保育認定を受けた子ども）の保育料

階層区分	推定年収	3歳以上（2号認定）		3歳未満（3号認定）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円
②市民税 非課税世帯	～270万円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	～330万円	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	～470万円	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640万円	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930万円	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

3. 新たな利用者負担

1) 基本的な考え方

新たな利用者負担を定めるにあたり、施設や事業を利用する子育て世帯からすれば、その負担額が低い方が良いという考え方もあります。一方で、待機児童の解消をはじめとして、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を進める各種施策を持続的に行うための財源の確保という視点も重要となります。

ここで、これまでの施策との整合やバランスにも配慮しつつ、財政的な影響も十分踏まえながら、現状の負担との均衡を重視して設定することとし、基本的な考え方を次のとおりとします。

① 応能負担

新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園及び保育園の利用者負担の水準を基に、国の基準案が示されました。この趣旨を踏まえ応能負担の料金設定とします。

② 市民税額による階層区分

所得階層区分の決定については、利用者の手続きに係る負担の軽減、事務の簡素化が図られることから、国基準にあわせ、市民税の所得割額に基づくこととします。なお、最新の所得状況を反映するためには、年度途中の切り替えが必要となります。

③ 保育標準時間・保育短時間

保育短時間の利用者について、保育標準時間の利用者と比べて、低い料金に設定することは、合理的であることから、国基準にあわせ、保育標準時間と保育短時間に区分して設定します。

④ 多子世帯の軽減

現行制度においても、多子世帯に対する保育料の軽減を実施していることから、国基準にあわせ、2人目は半額、3人目以降は無料とします。

⑤ 施設・事業ごとの料金

国基準では、1号、2号及び3号給付において、施設や事業の種類により料金を区分せず、同一の料金を適用することから、これに準拠します。

2) 1号認定（教育標準時間認定を受けた子ども）の保育料

①私立幼稚園、認定こども園

幼稚園の保育料については、保護者が幼稚園に支払った後に、所得に応じた就園奨励費補助金を受給することで、結果として応能負担となっていました。新制度においては、施設型給付に移行した幼稚園では、所得に応じた利用者負担額を直接、幼稚園に支払うこととなります。

新たな保育料については、次の事項について留意しながら、国基準どおりとする場合、減額して設定する場合を検討しました。

○現行の幼稚園保育料の水準

○保育園の保育料との均衡

（幼稚園と保育園の利用時間等の違いを考慮）

現在、入園料を含む保育料は、全国平均と比較して 77.1%の水準となっており、また、施設や空調に関する費用等を加算した場合でも 84.0%の水準となっています。

また、保育園保育料については、子育て世帯の経済的負担を軽減するために国基準の 3割相当を市の一般財源で補てんしている状況があります。

このようなことから、国基準の 8割相当で設定することといたしました。

②公立幼稚園

新たな保育料については、前述の項目に加え、次の事項について留意しながら、国基準どおりとする場合、減額して設定する場合を検討しました。

○私立幼稚園との均衡

○近隣公立幼稚園との均衡

私立幼稚園との均衡にも配慮しなければなりません。市町村合併に伴い引き継いだ施設であるなどの事情もあります。また、現行の負担水準および近隣自治体の状況を考慮するとともに、国において無償化の議論もあることから、本制度の開始時点においては、現行の負担水準を維持することとしました。

一方で、私立と公立で格差が生じている実態を踏まえ、国・県、近隣自治体の動向を注

視し、公平性の観点から再検討することとします。

なお、就園奨励費補助金により多子世帯の負担軽減を図っておりますが、公立幼稚園は適用除外となるものの、現行の負担を考慮し、第2子に対する半額軽減、第3子の無償化は継続することとします。

③ 1号認定（教育標準時間認定を受けた子ども）の保育料（案）

国		成田市(案)		
階層区分	利用者負担	私立	公立	
階層区分	利用者負担	利用者負担	利用者負担	
①生活保護世帯	0円	0円	6,000円 生活保護・ 非課税世帯 は減免	
②市民税 非課税世帯 (所得割非課税含む)	9,100円	7,280円		
③市民税 所得割額 77,100円以下	16,100円	12,880円		
④市民税 所得割額 211,200円以下	20,500円	16,400円		
⑤市民税 所得割額 211,201円以上	25,700円	20,560円		

3) 2号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳以上）の保育料

保育園・認定子ども園

①階層区分・保育料の設定

新制度において保育園については、その運営等が大きく変更されることはありません。

利用者負担についても、国基準が示すとおり変更が無いため、保育料を国基準の7割相当に引き下げている現行制度を、そのまま踏襲することとします。

なお、この保育料軽減措置については、子育て世帯の経済的負担感の軽減という大きな効果をもたらしますが、一般財源への負担も大きいことから、より適正な運用が求められます。

②保育標準時間と保育短時間の利用者負担額

国基準において、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額が示されていることから、国の保育標準時間の利用者負担額に対する短時間の利用者負担額と同じ比率を減じた額を保育短時間の利用者負担額として設定することとします。

$$\text{保育短時間認定} = \text{保育標準時間認定} \times 98.3\% \quad (\blacktriangle 1.7\%)$$

③ 2号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳以上）の保育料（案）

国		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	<u>27,000円</u>	<u>26,600円</u>
⑤所得割課税額 169,000円未満	<u>41,500円</u>	<u>40,900円</u>
⑥所得割課税額 301,000円未満	<u>58,000円</u>	<u>57,100円</u>
⑦所得割課税額 397,000円未満	<u>77,000円</u>	<u>75,800円</u>
⑧所得割課税額 397,000円以上	<u>101,000円</u>	<u>99,400円</u>

成田市(案)		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	4,200円	4,200円
③所得割課税額 48,600円未満	11,500円	11,350円
④所得割課税額 97,000円未満	<u>18,900円</u>	<u>18,570円</u>
⑤所得割課税額 169,000円未満	<u>29,050円</u>	<u>28,550円</u>
⑥所得割課税額 301,000円未満	<u>30,230円</u>	<u>29,710円</u>
⑦所得割課税額 397,000円未満	<u>30,230円</u>	<u>29,710円</u>
⑧所得割課税額 397,000円以上	<u>31,000円</u>	<u>30,470円</u>

※下線・網掛けは、保育単価限度額。

「保育単価限度」とは、施設の規模や対象年齢による実際の保育単価が、徴収金の基準より低額な場合は、その保育単価を保育料とするものです。

4) 3号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳未満）の保育料

保育園・認定子ども園、地域型保育

①階層区分・保育料の設定

2号認定と同様の考え方です。

②保育標準時間と保育短時間の利用者負担額

2号認定と同様の考え方です。

③地域型保育

家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

子ども・子育て支援新制度では、認可保育園等に加え、小規模保育をはじめとする地域型保育事業を児童福祉法に位置付け、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。この地域型保育事業は、保育需要の増大に機動的に対応できることから、

待機児童解消に大きく寄与すると期待できます。

本市の事業計画においても基幹的な事業として推進していくこととしていることから、保護者が地域型保育事業を選択し、利用しやすくする環境を整えることが重要となっています。

国が設定する公定価格、いわゆる施設・事業者が運営される費用の仕組みでは、国が定める利用者負担の水準は、1号給付、2号給付、3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

このため、地域型保育事業の保育料については、保育園保育料と同様に応能負担の適用や、低所得者への一定の配慮も等しくなされている国の考え方を踏まえ、保育園保育料と同一の料金表を適用することとしました。

④ 3号認定（保育認定を受けた子ども・満3歳未満）の保育料（案）

国		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

成田市(案)		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	6,300円	6,300円
③所得割課税額 48,600円未満	13,650円	13,410円
④所得割課税額 97,000円未満	21,000円	20,640円
⑤所得割課税額 169,000円未満	31,150円	30,620円
⑥所得割課税額 301,000円未満	42,700円	41,970円
⑦所得割課税額 397,000円未満	56,000円	55,040円
⑧所得割課税額 397,000円以上	66,200円	65,080円

※下線・網掛けは、保育単価限度額。